

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れについて

百五銀行企業年金基金（以下「当基金」という。）は、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）の趣旨に賛同し、これを受入れることを表明します。

原則 1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、年金給付等積立金（以下「年金資産」という。）の運用にあたり、受益者等（加入者および受給権者）の利益のため、法令等の定めにより制定した年金資産の運用に関する基本方針等にもとづき運用目的、運用目標および運用方針等を定め、許容されるリスクの範囲内で、長期的な観点から安全かつ効率的に運用を行います。

また、運用目標等は、経済・金融環境等の変化に対応するため、定期的に検証・見直しを行っています。

原則 2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、運用目標の達成に向けて運用執行理事を配置するとともに、運用の基本方針、政策的資産構成割合の策定および見直し等の運用関連事項の審議のため、市場取引、リスク管理、人事、財務等に関する専門的知見を有するメンバーで構成された資産運用委員会を設置しています。

また、知見の補充・充実のため、運用委託先等の外部機関から報告・分析・助言等を受けています。

原則 3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、運用目標等を安定的に達成するため、受益者等の利益の観点から、年金資産の運用に関する基本方針にもとづき政策的資産構成割合を定めるとともに、投資先の分散によるリスク管理を適切に行っています。運用委託先の選定にあたっては資産運用委員会にて審議しており、また、運用実績を資産運用委員会へ定期的に報告して運用委託先や運用商品の見直しを行っています。

原則 4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、受益者等への情報提供を目的に、運用の基本方針、財政状況、運用の概況等を基金ホームページに掲載します。

原則 5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、2019 年 7 月に日本版スチュワードシップ・コードを受入れ、各原則への対応方針について表明しています。また、企業年金連合会が運営する企業年金スチュワードシップ推進協議会へ加入し、協働モニタリング活動を通して、投資先企業の企業価値の向上に寄与し、中長期的な投資リターンの拡大を図ります。

以 上